

三次市教育委員会議案第 35 号

平成 28 年度就学児等の措置について

学校教育法施行令第 5 条及び第 11 条の規定により，障害のある児童生徒の就学について，別紙のとおり提案する。

平成 27 年 10 月 20 日提出

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由